

社会福祉法人坂出市社会福祉協議会

役員報酬及び評議員・役員の費用弁償に関する規程

（目的）

第 1 条 社会福祉法人坂出市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の役員（理事・監事）報酬及び評議員・役員（以下「評議員等」という。）への費用弁償に関し、必要な事項を定める。

（役員報酬）

第 2 条 役員は、無報酬とする。

（評議員等への費用弁償）

第 3 条 評議員等への費用弁償は、別表に掲げる金額とする。ただし、公職にある故をもって評議員等になった者へは支給しない。

（費用弁償の支給方法）

第 4 条 費用弁償は、原則として、その都度現金で支給する。

（規程の改廃）

第 5 条 この規程を改廃しようとするときは、評議員会の承認を得なければならない。

（委任）

第 6 条 この規程の施行について必要な事項は、理事会の承認を経て、本会会長が定める。

附 則

この規程は、平成29年6月22日から施行する。

別表(第3条関係)

1. 費用弁償の支給対象となる会議

- (1) 評議員会
- (2) 理事会
- (3) 監事会
- (4) 正副会長会
- (5) 経営会議
- (6) その他出席が必要と認められる諸会議

2. 費用弁償額

評議員等の自宅から坂出市福社会館 までの移動距離(自己申告)	支給対象となる会議への 出席1回につき
片道5km未満	2,500円
片道5km以上、8km未満	2,800円
片道8km以上	3,000円

※ただし、自家用車での瀬戸大橋通行料に関しては、上記費用弁償額
に加え、往復代金を支給